様式第２号（第５条関係）

早町第　９６７　号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住　所（所在地）　　　倉敷市祐安９１６番地の１
（事務所　早島町早島９９６番地２９）
名　称　　　　　　　　有限会社　立龍美掃
氏　名（代表者氏名）　代表取締役　木　村　紀　代　志

令和６年２月１６日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、次のとおり許可する。

令和６年３月１９日

都窪郡早島町長　　佐　藤　博　文

１　許 可 の 種 類	一般廃棄物（事業ごみ）の収集運搬
２　許 可 番 号	第　６　号
３　許 可 期 間	令和　６年　４月　１日から 令和　８年　３月３１日まで
４　許 可 区 域	早島町内
５　積 替 施 設	無
６　許 可 条 件	・持込日及び持込時間を厳守すること。 ・持込に際しては、分別を行い係員に従うこと。 ・生ごみについては、パッカー車で行うこと。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１１項に定める生活環境の保全上の条件は、裏面のとおり。

法第７条第１１項に規定する生活環境の保全上の条件

1　分別基準

ごみは、「燃やせるごみ」、「埋立ごみ」、「資源ごみ」に分けて収集すること。

「燃やせるごみは」早島町の指定する清掃工場に、「埋立ごみ」は早島町一般廃棄物埋立処分地に、「資源ごみ」は民間の再生資源施設に運搬すること。

可燃性の粗大ごみを壊さずに運ぶ場合は、清掃工場の破砕施設で破砕すること。

別途破砕費用が掛かることがある。

2　騒音

早朝、夜間の収集を行う場合は、騒音に注意すること。

3　清潔

車両、車庫、積替え施設は常に清潔に保つこと。

4　野外焼却

ごみの野外焼却は行わないこと。

5　積替

町が認めた積替施設以外では積替は行わないこと。

また、町が認めた積替施設でも、厨芥類等悪臭の発生の恐れがある一般廃棄物の積替は行わないこと。

6　保管

収集したごみは直ちに運搬し、積替にともなう場合以外はごみの保管は行わないこと。

積替にともない資源物などの手選別等を行う場合においても、選別後は性状に変化が生じないうちに運搬すること。

7　過積載

車両の最大積載量を越えてごみを積み込まないこと。

8　車両運行

塵芥車の後部扉を開放したまま走行しないこと。